

## 第 67 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和 35 年 10 月 条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（<u>第 18 条の 2、第 18 条の 3 又は第 18 条の 4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 18 条の 2 <u>第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつ</p>

を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の

てはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条

第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項に

第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項に

において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2、3 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち一

において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2、3 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち一

般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第

般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第

72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の10 [略]

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（介護納付金賦課総額）

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2又は第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により介護納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の10 [略]

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料率の決定について準用する。

（介護納付金賦課総額）

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により介護納付金賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額の保険料率）

第15条の19 [略]

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に

額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額の保険料率）

第15条の19 [略]

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料率の決定について準用する。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に



保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の

保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の

2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で

2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で

定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）

- 5 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）

- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。  
この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替える

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率

ものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する額を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項

中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算

額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、第18条の2の規定により規則で定める額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項に規定する額を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項



中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

（徴収の特例）

第18条の5 保険料の減額の基礎に用いる第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定しないため、当該年度の減額賦課の対象となるべき納付義務者を確定することができない場合においては、その確定する日までの間

（徴収の特例）

第18条の4 保険料の減額の基礎に用いる前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定しないため、当該年度の減額賦課の対象となるべき納付義務者を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来

に到来する納期において徴収すべき保険料に限り第18条の2第1項及び第2項若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に該当しない者とみなして、それぞれの納期に係る保険料を徴収する。

- 2 前項の規定によつて保険料を賦課した日以後に、保険料の減額の基礎に用いる第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定したことにより、同項又は同条第2項の規定により保険料の賦課額が減額された場合において、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(出産被保険者に関する届出)

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名
- (3) 出産の予定日

する納期において徴収すべき保険料に限り前条第1項及び第2項若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に該当しない者とみなして、それぞれの納期に係る保険料を徴収する。

- 2 前項の規定によつて保険料を賦課した日以後に、保険料の減額の基礎に用いる前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定したことにより、同項又は同条第2項の規定により保険料の賦課額が減額された場合において、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後

の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

#### 理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。